

実施自治体	制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
宮城県 県	新エネルギー設備導入支援事業	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者：県内に事業所を有する法人・団体及び個人事業者 ・規模要件 【太陽光発電システム】 1 地点あたりの出力 10kW 以上。ただし、同時に施工する 1 件の事業として近接する複数の地点に設置する場合は、それぞれの地点における出力の合計が 10kW 以上で、かつ、1 地点あたりの平均出力が 4kW 以上。 【太陽熱利用システム】 県内の事業所に集熱器総面積 10 m ² 以上の太陽熱利用設備を設置する法人・団体及び個人事業者	【太陽光発電システム】 ○補助率 ・自家消費する場合 1/3 以内 (ただし、県内産パネルを使用する場合 1/2 以内) ・蓄電池を併設する場合は、蓄電池 1/3 以内 ○限度額 500 万円 ただし、蓄電池を併設する場合は、蓄電池に対し 500 万円 【太陽熱利用システム】 ○補助率 1/2 以内 ○限度額 2,000 万円	平成 30 年 3 月 19 日～平成 30 年 5 月 25 日	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/h30sinene.html	環境生活部 環境政策課 022(211)2664
宮城県	仙台市 仙台市民間防災拠点再生可能エネルギー等導入支援補助金	補助金	防災拠点になりうる民間施設	補助率 1/2 (上限 1000 万円)	H30 年 4 月 2 日～H30 年 11 月 30 日	http://www.city.sendai.jp/kankyo/jigyosha/kankyo/hozen/kobo.html	防災環境都市・震災復興室 022-214-8098
	仙台市 仙台市熱エネルギー有効活用支援補助金	補助金	・市内に事業所等を所有している方、又は所有する予定の方	補助対象経費の 1/10 【限度額】 3 万円(自然循環型) 9 万円(強制循環型) 12 万円(補助熱源一体型)	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日	http://www.city.sendai.jp/ondanka/download/bunyabetsu/kankyo/kankyo/hozen/hojokin.html	環境局環境部 環境企画課 地球温暖化対策係 022(214)8232
福島県	西会津町 西会津町再生可能エネルギー設備等設置事業補助金	補助金	太陽光発電やバイオマス燃料ストーブなどの設備を設置する町税などの滞納がない人または法人 (対象施設)町内の一般住宅、事業所、農業用施設	【太陽光発電】 3 万円/kW 上限 12 万円 (4kW まで) 【太陽熱利用(給湯システム・ソーラーシステムなど)】 工事費の 10%(上限 5 万円) 【風力発電・小水力発電】 工事費の 10%(上限 10 万円) 【バイオマス燃料ストーブ】 (煙突などの工事費を含む、1 台当たり 5 万円以上のもの): 購入費・工事費の 1/3(上限 10 万円) 【雪氷熱利用】 工事費の 10%(上限 10 万円)	H30.4 月～H31.3 月	https://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/soshiki/2/20.html	企画情報課 情報政策係 0241-45-4536

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
群馬県	安中市	大規模太陽光発電設備設置促進条例	課税免除	平成 29 年 12 月 15 日に廃止条例を施行したことに伴い、奨励措置を終了したが、①既に奨励措置を受けている者、②既に従前条例に基づく課税免除の適応を受けている者、③廃止条例の施行の日(平成 29 年 12 月 15 日)までに経済産業大臣の認定を受け、かつ大規模太陽光発電設備の設置に係る工事を開始している者、④平成 30 年 12 月 31 日までに経済産業大臣の認定を受け、かつ平成 33 年 1 月 1 日までに大規模太陽光発電設備の稼働を開始した者については、暫定的に奨励措置を継続する。	対象となった設備に係る土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税について 3 年間、課税を免除します(設備が稼働し、課税されることとなった年度から 3 年間につき課税を免除します)。	H30.4.1～ H31.1.31	http://www.city.annaka-gunma.jp/gyousei/soumu/kikaku/taiyousien.html	総務部企画課 内線 1021
千葉県	千葉市	千葉市事業用太陽熱利用給湯システム設置費補助金	補助金	市内の高齢福祉施設、障害福祉施設及び医療施設に太陽熱利用給湯システムを設置する場合	補助対象経費の 3 分の 1 以内(千円未満を切捨て)補助上限:100 万円	平成 30 年 4 月 16 日から平成 30 年 5 月 31 日まで	http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/ondanka/renewable-energy-hojo.html	環境局環境保全部 環境保全課 暖化対策室 043-245-5199 内線(2720)
千葉県	市原市	市原市企業立地促進条例	奨励金	・新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法施行令第 1 条各号に規定するエネルギー利用に関する施設(太陽光発電・熱利用、風力発電、雪氷熱利用、バイオマス発電・熱利用・燃料製造、温度差エネルギー、中小規模発電、地熱発電) ・天然ガスコージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車等の革新的なエネルギー高度利用技術に関する施設 ※対象地域:工業専用地域、工業地域、準工業地域並びに市街化調整区域のうち地区計画が定められた地域	投下固定資産に係る各年度における固定資産税額の 60%に相当する奨励金を 5 年間交付 総額 5 億円以内	平成 29 年 6 月 30 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	http://www.city.ichihara.chiba.jp/kanko/0205sangyou/kigyourittigaido.html	経済部 商工業振興課 工業振興係 0436-23-9836
千葉県	流山市	流山市企業立地の促進に関する条例(環境配慮型設備設置費助成金)	助成金	立地企業	1kW 当たり 5 万円 限度額 100 万円	平成 18 年 4 月 1 日から開始	http://www.city.nagareyama.chiba.jp	総合政策部 誘致推進課 誘致推進係 04-7150-6319
		流山市集合住宅・事業所用太陽光発電設備設置奨励金	奨励金	・市内の集合住宅・事業所に市内の事業所から太陽光発電設備を購入し設置したもの。	1kw 当たり 2.5 万円 限度額 30 万円	平成 30 年 6 月 1 日から受付予定	http://www.city.nagareyama.chiba.jp	環境部環境政策課 環境政策係 04-7150-6083

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
千葉県	南房総市	南房総市企業誘致及び雇用促進に関する条例	奨励金	次の1～4の条件を満たし、市長の承認を得た事業者 (1) 当該事業所等に係る投下固定資産総額が100,000,000円(中小企業者については、30,000,000円)以上であること。 (2) 当該事業所等において新規に雇用する常用雇用のうち、当該雇用の日前1年以上引き続き市内に住所を有している者が10人(中小企業者については、3人)以上であること。 (3) 当該事業所等において就労する者に占める常用雇用の割合が2分の1以上であること。 (4) 公害を防止する適切な措置が講じられていると認められるもの	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第37号)第2条に規定する新エネルギー利用等に資する設備を、国又はそれに準じる機関から補助を受けて設置したときに、当該補助の算定の基準となった額の10分の1に相当する額を交付。限度額500万円。1回限り。	平成21年度から	http://www.city.minami-boso.chiba.jp/0000001440.html	商工観光部商工課 商工振興係 0470-33-1092
東京都	都	地産地消型再生可能エネルギー導入拡大事業	補助金	民間事業者	1/6以内(国等の補助金と併給する場合は、合計1/2以内)上限2500万円	平成30年5月7日～平成31年3月29日	https://www.tokyo-co2down.jp/company/ subsidy/chisan-chisho/index.html	環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー課 03-5320-7783
東京都	杉並区	低炭素化推進機器等導入助成	補助金	・杉並区内建物の共同住宅の共有部分に対象機器等を導入する区内管理組合または管理者 ・杉並区内に所有する建物に、対象機器等を導入する医療法人、社会福祉法人、学校法人 ・杉並区内に所有する建物に、対象機器等を導入する町会・自治会、商店街組合等	・強制循環式ソーラーシステム：1㎡あたり2万円、(限度額6万円) ・自然循環式太陽熱温水器：1㎡あたり1万円(限度額2万円) ・太陽光発電システム：1kWあたり4万円(限度額12万円)	平成30年4月5日から平成31年2月28日までの申し込み分	http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/gomi/syouene/1004921.htm	環境課環境活動推進係
東京都	北区	新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成	補助金	区内に事業所を有する又は有する予定の方で、自ら使用する目的でシステムを設置する方(中小企業者等を除く)	【太陽熱温水器】 助成対象経費の50%とし、上限15万円(区内業者による施行の場合、助成対象経費の60%とし、上限18万円) 【太陽光発電システム】 1kWあたり8万円、上限20万円(区内業者による施行の場合、1kWあたり9.6万円、上限24万円)	平成30年4月1日から平成31年3月15日まで	http://www.city.kita.tokyo.jp/kankyo/jutaku/kankyo/hojo/energy/jose-info.html	生活環境部環境課 環境政策係 03(3908)8603

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
東京都	足立区	太陽光発電システム設置費補助金	太陽光発電システムの設置後に申請(ただし、電力受給契約後 12 ヶ月以内)	下記の1～5すべての要件を満たす方 1 申請対象者(下記のいずれかに該当すること) (1)区内の住宅に発電システムを設置した方(その住宅が集合住宅の場合は、住宅の所有者に限る。ただし、分譲マンションの場合は(3)、公益的施設の場合は(4)を参照)。 (2)区内の事業の用に供する建築物に発電システムを設置した事業者。 (3)区内の分譲マンションに発電システムを設置した管理者(区分所有者全員の共有に属する発電システムを設置していること)。 (4)区内の公共的施設に発電システムを設置した事業者(公益的施設とは、区から施設整備費、運営経費等の補助を受けている施設のうち、町会・自治会館、民設民営の高齢者施設、民設民営の障がい者施設、民設民営の私立保育園、私立幼稚園をいう)。 2 未使用の発電システム一式を新規に設置していること。 3 電力会社と余剰電力の買い取りにかかる電力受給契約を締結していること。 4 電力受給開始日から 12 ヶ月を経過していないこと。 5 補助対象者に住民税(法人が補助対象の場合は、法人住民税)の滞納が無いこと。	下記(1)・(2)のうち、いずれか小さい金額(1,000円未満切捨て、上限あり) (1)補助対象経費の3分の1に相当する額 (2)1kWあたり6万円に発電設備最大出力(kW表示とし、小数点以下2桁未満切捨て)を乗じて得た額。(1000円未満切捨て) ●上限額 24万円(分譲マンションに設置した場合60万円、公益的施設に設置した場合120万円) ※ 足立区内事業者と設置契約した場合は、上記金額の2割増の額。1kWあたり7万2千円(上限28万8千円、分譲マンションに設置した場合72万円、公益的施設に設置した場合144万円)	平成 30 年 4 月 11 日から 平成 31 年 2 月 28 日	http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo/kurasu/hi/kankyo/ondanka-jih24-taiyo.html 予定件数 120 件(予算に達した時点で終了)	環境部 環境政策課 管理係
東京都	三鷹市	新エネルギー・省エネルギー設備設置助成金	助成金	市内に事業所等を有し、自ら所有し使用するために太陽光発電(中古品を除く)を設置した方。ただし、設置後 6 ヶ月以内の設備に限る。	①自ら発注して設備を設置した場合: 1kWあたり2万円、上10万円まで ②新たに購入した建物にあらかじめ設備がついていた場合:1万5千円	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日。ただし、予算の範囲内で先着順	http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c.service/071/071889.html	生活環境部 環境政策課 担当:川上、竹内 0422-45-1151 (内線 2525)
東京都	町田市	町田市町内会・自治会集会施設整備事業	補助金	以下の条件を満たす集会施設 ①広く地域コミュニティ活動に貢献又は貢献可能な集会施設 ②町内会・自治会が所有し、管理及び運営を行う集会施設	・太陽光発電システム:1kW当たり2.5万円、上限15万円 ・蓄電池システム:定額5万円 ※施設ごとにそれぞれ一度限りの補助	2018年4月1日から 2019年3月31日(予定)	http://www.city.machida.tokyo.jp/community/cyonaikai/hojoshien/cyonaikai05.html	市民部 市民協働推進課 電話:042-724-4362 FAX:050-3085-6517

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
山梨県	北杜市	北杜市再生可能エネルギー設備設置費補助金	補助金	【北杜市公民館条例(平成 16 年北杜市条例第 97 号)第 3 条に規定する分館又はそれに類似する施設(以下「集会施設」という。)に設置する場合】 ①集会施設に設置した団体 ②国の住宅用太陽光発電導入支援補助金以外の太陽光発電システムの補助金を受けた集会施設は対象外とする。	【強制循環型太陽熱利用システム】 1 システム=50,000 円 【二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器】 1 基あたり=50,000 円 【定置用リチウムイオン蓄電池】 1 基あたり=100,000 円 【木質ペレットストーブ】 1 基あたり=30,000 円 【住宅用太陽光発電システム】 1kW あたり 25,000 円 上限 200,000 円	H30.4.1～ (制度統合のため)	http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1607.html	生活環境部環境課 新エネルギー推進担当 0551(42)1341
長野県	県	地域主導型自然エネルギー創出支援事業	補助金交付	1. 地域主導型自然エネルギー推進事業 ・市町村又は民間団体が、地域主導型自然エネルギーを創出するための取組に要する次に掲げる経費 (1)ソフト事業(可能性調査、計画策定、設計) (2)ハード事業(機器設備導入) 2. 地域づくり協議会支援事業 ・市町村の、地域づくり協議会の開催に要する経費(協議会開催、調査、報告書作成)	1. 地域主導型自然エネルギー推進事業 2 分の 1 以内、上限 500 万円 ただし、民間団体が行うハード事業は、3 分の 1 以内とする。 市町村地域防災計画において地域の防災拠点に位置付けられた施設の防災機能に資することを目的とするハード事業は、補助率 2 分の 1 以内、上限 750 万円とする。 2. 地域づくり協議会支援事業 3 分の 2 以内、上限 100 万円	H25～	http://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/tiikisyudou.html	環境部 環境エネルギー課 TEL026-235-7179 FAX026-235-7491
三重県	津市	津市新エネルギー利用設備設置費補助金	補助金	集会所に太陽光システムを設置される自治会へ設置工事費の一部を補助する。	太陽光発電施設・・・ 60,000 円(5kW 以上 10kW 未満)	H30.4.2～ H31.3.29	http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000007750/index.html	環境政策課
滋賀県	長浜市	市民団体発電取組支援事業	補助金	再生可能エネルギーによる発電事業を実施する市民活動団体に補助金を交付	対象経費の 1/2 以内 限度額:1,000 千円 予算額:1,000 千円	平成 30 年 7 月 (予定)	1 団体のみ	環境保全課 0759-65-6513

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
滋賀県	守山市	エコ自治会普及促進補助金	補助金	自治会集会所において、以下のエネルギーシステム・省エネ設備等を、市内業者の施工により導入する場合に助成。中小企業者については下記(3)～(6)、自治会については下記(1)～(6)が補助対象メニュー。 (1)太陽光等の再生可能エネルギー発電システム (2)省エネルギー効果設備(LED等) (3)蓄電池 (4)エネファーム、エコウィル (5)太陽熱利用システム(自然または強制循環) (6)太陽光発電システムと蓄電池	太陽光発電システム 1kWあたり3万円、 その他については補助対象経費の1/3以内 限度額:(1)・(2)・(4)は30万円、(3)は20万円、(5)5万円、(6)50万円	(募集期間) H30.5.15～ H31.2.28	http://www.city.moriyama.lg.jp/kankyoseisaku/2018ekojichikai.html	環境政策課 077-582-1154
滋賀県	甲賀市	公共的施設等再生可能エネルギー導入事業	補助金	区・自治会が所有(管理)する公民館等への再生可能エネルギー発電設備導入に対し補助を行う。また、同時に省エネ器具を導入する場合にその設備に対し助成を行う。	(発電設備)対象経費の1/2または20万円/kWのいずれか低い額(上限200万円) (省エネ器具)対象経費の1/2(上限25万円)	平成30年4月1日～平成31年3月31日	市ホームページ http://www.city.koka.lg.jp/7406.htm 要望無しのため、本年度は予算未計上。	生活環境課 0748-65-2144
京都府	府	自立型再生可能エネルギー導入等計画認定制度	補助金又は設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免	自己消費を目的として再生可能エネルギー設備(太陽光発電等)と効率的利用設備(蓄電池・EMS)を新設・増設する中小事業者、社会福祉法人、学校法人、医療法人、個人事業者	補助金:設備取得額の1/3(上限500万円) 税減免:設備取得額の1/3(上限1,000万円)	補助金: H30.4.16～ H31.1.31 税減免 H30.4.1～ H31.3.31	http://www.pref.kyoto.jp/energy/saienedounyuuusokusinnjoureishien.html	京都府環境部 エネルギー政策課 075-414-4298

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
京都府	京丹後市	平成 30 年度京丹後市 地産地消型エネルギー 導入促進支援補助金	補助金	<p>■補助事業者の対象</p> <p>市内に居住、本社又は生産等の拠点を有し、又は有する 予定の電力受給契約を結ぶ個人(個人事業主を含む)、法人、 建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年 4 月 4 日法律第 69 号)第 25 条第 1 項に規定する管理者、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 1 項に規定にする地縁による団体、又は自治会とし、補助システムを自ら使用する方で、市税(これに附帯する延滞金及び督促手数料を含む)の滞納がない方</p> <p>■補助対象条件</p> <p>①住宅又は住宅として使用される予定の建物等に設置されること(住宅は、店舗、事務所、工場等との兼用も可)</p> <p>②設置する建物等が補助事業者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けているものであること</p> <p>③システム管理・活用が、補助事業者の責任下で実行される環境にあること</p> <p>④市内の設置施工等業者の設置・施工又は一部施工を伴うこと</p> <p>⑤発電量の報告について、その実施意思を表明するものであること</p> <p>⑥CO2 の排出削減事業及び消費活動の効率化について、その取り組みに関する意思を表明するものであること</p> <p>⑦国が提唱する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の取り組みに対する賛同の意志を表明するものであること</p> <p>■補助対象システム</p> <p>①未使用品の取得であること(移設されたもの、又は過去に系統連系等使用されたものは対象外)</p> <p>②JIS に基づく試験により認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されていること</p> <p>③性能の保証や取得後のサポート等が、システム等の製造メーカー等によって一定期間確保されていること</p> <p>④未着工であること(既に設置されているシステム、前年度までに設置工事が完了しているシステムは対象外)</p>	①自家消費発電システム(太陽光発電システム):10,000 円/kW(上限 100,000 円)	第 1 次公募期間: H30.4.1~ H30.7.13 ※予算執行の状況により第 2 次公募を行う	https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/s_himinkankyo/seikatsukankyo/3/4/2/1496.html	京丹後市 市民環境部 市民環境課 環境政策係 0772-69-0240
佐賀県	佐賀市	自治公民館太陽光発電システム設置支援事業	補助金	<p>対象者:市内の所有する自治公民館に太陽光発電システムを設置し、電力会社と電力需給契約を結ぶ自治会</p> <p>対象施設:原則として築 20 年以内の自治公民館</p> <p>対象経費:太陽光発電システムの設置に要する経費</p>	補助対象経費の 1/2 (限度額 150 万円)	H30.4.1~	※当初での予算措置はないが、申請があれば補正予算で対応の予定	環境部環境政策課 温暖化対策室 0952-40-7201